

車の両輪として進める被害者支援と事故防止

～独立行政法人ナスバの取り組み～

独立行政法人自動車事故対策機構 審議役 八木 一夫

1. はじめに

独立行政法人自動車事故対策機構（以下、NASVAと呼ぶ。）は、自賠責保険制度に係る国の運用益事業の実施主体であり、被害者支援と事故防止を車の両輪として一体的に推進する「自動車事故対策」を使命とする独立行政法人である。本稿では、NASVAの業務の概要を紹介することを通じて、クルマ社会のセーフティネットというべき自賠責保険制度の一側面について考えていきたい。

2. NASVAの業務概要

NASVAの業務は、大きく、①「事故被害者を支える」～被害者援護業務、②「自動車事故を防ぐ」～安全指導業務、③「自動車事故から守る」～安全情報提供業務の3つに大別できる。

①の被害者援護業務は、自動車事故の被害者、被害者家族に対し経済的・精神的支援のための各種のサービスを一体的に提供する業務である。その代表的な業務が、療護施設の設置・運営であり、自動車事故により重度の脳損傷（遷延性意識障害）に陥った被害者を受け入れ、社会復帰の可能性を追求しながら適切な治療と看護を行うための専門病院である療護施設を全国に7つ（合計病床数278床）有している。このほか、常時・随時の介護を必要とする重度の後遺障害被害者（約4,800人）に、労災保険の介護（補償）給付の制度にならった介護料を支給するとともに、交通遺児等に対する育成資金の無利子貸付を行っている。また、これらの経済的な支援と並行して、NASVAは、被害者家庭への訪問を行い、さまざまな情報提供を行うなどの精神面での支援も行っている。

②の安全指導業務は、主に運送事業者（バス、タクシー、トラック）に対する安全指導である。車両走行距離が格段に長い運送事業者は、事故防止対策の重点対象であり、会社の各階層（経営層、運行管理者、運転者）に対し、国と連携して、各種の安全指導を実施している。

③の安全情報提供業務の中心をなすのは、いわゆる自動車アセスメント事業である。自動車

を市中で購入し、実際に衝突試験等を行って安全性の程度を客観的に評価し、わかりやすく国民に情報提供をしている。近年の自動車の安全性性能の著しい向上に、この取り組みは大きく貢献している。

3. 自賠責保険の運用益事業

以上述べたNASVAの業務は、かつて再保険制度を行っていた時代に自賠責保険の運用の過程で国に生じた積立金を原資として行われている。つまり、自賠責保険の国の運用益事業である。

自賠責保険の運用益事業は、保険金では救済できない被害者の救済など、保険金の支払いという保険の主たる手法を補完し、保険の本来の目的を達成できるようにするために考案された仕組みである。そのことが上記のNASVAの業務の1つである療護施設を例にとるとよくわかる。遷延性意識障害の被害者は、現行の健康保険制度の下では慢性期に長期にわたり受け入れてもらえる医療機関は、きわめて限られている。個々人が保険金から医療費を負担する形では、毎年発生するこうした悲惨な事故被害者の救済が十分に行えないわけである。そうしたクルマ社会の落とし穴を塞ぎ、クルマ社会のセーフティネットを少しでも完全なものとするのが、運用益事業の目的である。

さらに、運用益事業は、実際に実施してみると、その意義は上記にとどまらないことがわかってきた。療護施設においてきわめて包括的・体系的な治療・看護が行われた結果、遷延性意識障害というかつては不治と考えられてきた病気に対する治療・看護方法がさまざまなに開発され、今や療護施設では毎年数多くの脱却患者を出している。この成果は、自動車事故の被害者のみならず、広く社会全体の遷延性意識障害患者の治療に生かすことができる。このように、運用益事業による先進的な取り組みが、牽引役となって、社会全体の福祉の向上に貢献するという成果も生まれていることは、運用益事業が持つ優れた特徴であると考えられる。